

2022 年度「慶應義塾 塾生総合補償制度」パンフレット正誤表

正しくは、1 ページ目、■個人賠償責任補償の 1 行目に「同居の」が入ることとなります。

(誤)	(正)
塾生自身はもちろん、ご家族が日常生活での偶然な事故により万が一他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かった物（受託品※）を国内外で壊したり盗まれてしまった時等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません	塾生自身はもちろん、同居のご家族が日常生活での偶然な事故により万が一他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かった物（受託品※）を国内外で壊したり盗まれてしまった時等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません

以上

Keio University

慶應義塾大学・大学院新入生
保護者の皆様へ



団体割引
25%適用

Web申込可
(クレジットカード決済可)

慶應義塾 塾生総合補償制度

(団体総合生活保険)

保険料一括払いで、毎年手続きは不要、卒業までの安心を24時間補償

インターンシップやアルバイト中の怪我や賠償事故も補償

新型コロナウイルス感染症による入院、ホテル療養、自宅療養も補償

ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。



お申込締切日：2022年3月31日（木）

(お申込締切日に遅れた場合、補償開始が遅れますのでご注意ください。)

こんな時に、お役に立つ制度です。

●ご注意 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、10～12ページの「塾生総合補償制度の補償内容」をご確認ください。

その
1

他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった時 全タイプ

■個人賠償責任補償

塾生自身はもちろん、ご家族が日常生活の偶然な事故により万が一他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品※)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません

★インターンシップ・アルバイト中の事故も補償対象!!

★自転車事故も補償!!



★借りた物を壊したときも補償!!

★自己負担額なし!!

★示談代行サービス付き!!(国内のみ)

国内・国外補償

その
2

塾生本人がケガをしてしまった時など 全タイプ

■傷害補償

塾生本人が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで

①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき

④亡くなられたとき ⑤後遺障害が生じたときに所定の保険金をお支払いします。

海外旅行中にケガされた場合や、熱中症(日射または熱射による身体の障害)が生じた場合も補償の対象となります。

※特定感染症(O-157,SARS,結核等または、新型コロナウイルス感染症(2021年10月15日現在))による通院、入院、後遺障害を補償。

⚠ご注意

特定感染症による補償は、保険開始より10日以降に発症した特定感染症に対して補償します。
※保険期間の初日からその日を含めて10日以内の発病は補償の対象になりません。



地震・噴火・津波による
死亡・後遺障害・通院・
入院・手術を補償

その
3

塾生本人が病気で入院された時 全タイプ

■入院医療

塾生が病気を被り1泊2日以上入院をされたとき、同一の病気に対しては60日を限度に補償されます。

※保険期間の開始時より前に発病した病気による入院は補償の対象になりません。
(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)



国内・国外補償

その
4

扶養者に万一のことがあった時 全タイプ

■育英費用

扶養者が、不慮の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、所定の保険金額を全額一度にお支払いします。

■学資費用

扶養者が、不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、またはご病気で死亡された場合、卒業までに発生する学費など(毎年の授業料等の学校納付金)を毎年保険金額を限度として実額をお支払いします。

地震・噴火・津波による
死亡・重度後遺障害を補償



国内・国外補償

その
5

緊急時の救援・搜索費用が生じた時など 全タイプ

塾生自身が搭乗する航空機または船舶が行方不明または遭難した時など緊急の場合に搜索・救援者費用等をお支払いします。

また、塾生がケガにより外出先で3日以上入院をされた場合等、保護者の方が現地に駆けつける費用もお支払いします。



国内・国外補償

その
6

外出時に偶然な事故で携行品を壊してしまった時など

全タイプ

■携行品損害（自己負担額:5,000円）

塾生が自宅外で携行している家財が偶然な事故により破損したり、盗難にあった場合に保険金をお支払いします。

※携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。

ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

国内・国外補償

その
7

下宿先で火災をおこしてしまった時など

アパート・下宿生※専用

■借家人賠償責任

塾生がアパートを損壊した際に、家主に対して弁償しなくてはならなくなった場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

※親族の住居に下宿する場合は下宿生ではなく自宅生となります。

国内のみ補償

その
8

下宿先で盗難の被害にあった時など

アパート・下宿生※専用

■生活用動産（自己負担額:5,000円）

塾生が所有している生活用品・家財が火災や盗難などによって損害を受けたときに保険金をお支払いします。(時価額が上限となります)

※建物外に持ち出されている間も補償されます。

※親族の住居に下宿する場合は下宿生ではなく自宅生となります。

国内のみ補償



イラスト：慶應漫画倶楽部

ノート型パソコンやタブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

◆ 事 故 例 ◆

下記は、慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

賠償責任

ホッケーの練習中、塾生が打ったボールが飛んでいき、他者所有の車を破損した。

保険金支払額：約20万円

携行品

塾生が持っていたノート型パソコン※1を外出時に誤って落としてしまい破損した。

修理費用：12.5万円(実額※2) - 自己負担額：5千円 = 保険金支払額：12万円

(※1)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

(※2)実額は時価額が上限となります

学資費用

文学部の生徒が2年生の時に、扶養者が「がん」によりお亡くなりになる。【4A1・4A3タイプの場合】

学資費用：105万円(実額) × 2年間 = 保険金支払額：210万円

傷 害

塾生が体操部の部活動中に、着地に失敗して左足の靱帯を痛め、完治までに34日かかった。

傷害手術：4万円(入院中の手術の場合)

傷害入院：4,000円 × 34日間 = 13.6万円

傷害通院：2,000円 × 32日間 = 6.4万円

保険金合計支払額：4万円 + 13.6万円 + 6.4万円 = 24万円

病 気

塾生が新型コロナウイルス感染症に罹患し、11日間隔離療養と1日通院した。

医療入院：4,000円 × 11日間 = 4.4万円

傷害通院：2,000円 + 傷害入院：4.4万円 = 4.6万円

保険金合計支払額：4.4万円 + 4.6万円 = 9万円

お申込方法

◆お申込方法①「Web申込(クレジットカード決済)」 **おすすめ**

URLまたはQRコードよりお手続きサイトへアクセス頂き、必要事項を入力の上、お申込ください。

「お手続きはこちらから」をクリックします。

必要事項をすべてご入力ください。

学部毎のURLまたはQRからお手続きサイトへアクセス



◆お申込方法② 払込取扱票

① ご加入タイプをお選びください。

② 記入例をご参照の上、払込取扱票に必要事項をご記入ください。

③ ゆうちょ銀行または郵便局にて保険料をお支払いください。

※保険料が10万円を超える場合、郵便局の窓口でお手続きいただく方を加入者としてください。また、扶養者が加入者と異なる場合には、加入依頼書に実際の扶養者をご記入ください。

お申込締切日

2022年3月31日(木)

締切日以降のお申し込みも承っておりますが、補償の開始が遅れますので **必ず締切日までにお手続きください。**

■5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に「加入者票」を郵送いたします。加入者票は保険証券の代わりとなるものですので、ご卒業まで大切に保管してください。

※旧字体についてはカタカナ表記となりますがご契約や保険金のお支払等に影響はございません。

締切日以降のお申し込みも可能です。

ご希望の方は2022年4月1日以降にお手続き頂く場合のQRコードよりお申し込みください。

「お申し込み方法②払込取扱票」をご希望の方は保険料が変わりますので以下メールアドレス宛にメールにてお問合せください。

(株)慶應学術事業会 hoken@keioae.com

保険期間

2022年4月1日午前0時より

6年間 2028年4月1日午後4時まで

3年間 2025年4月1日午後4時まで

4年間 2026年4月1日午後4時まで

2年間 2024年4月1日午後4時まで

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療保険料控除)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

※1記録情報の限度額は500万円となります。

[職種級別A]

※2傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※3学業費用支払期間(保険責任開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)は、入学当時の在学期間と同じとなります。

※4(免責金額(自己負担額):5,000円)

携行品損害と生活用財産で一部補償が重複する場合がございます。(下宿生タイプ)

(a)ご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生など)用です。

(b)塾生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(*)「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つるの製品製造作業員」

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

文学部・経済学部・法学部・商学部・医学研究科(博士課程)

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

4A4タイプ の場合 **比較** 団体割引 **0%** 本制度で加入 **103,740円** **25,950円 割引** **77,790円**

おすすめ

QRコードでの
お申し込み

2022年3月31日までに
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds2/>
A010678000012204



2022年4月1日以降に
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds5/>
A0106780000122042109



※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。
または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。
※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。
なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払（4年間）		4A1タイプ 108,450円	4A2タイプ 59,280円	4A3タイプ 126,960円	4A4タイプ 77,790円	
保 険 金 額	① 個人賠償責任※1	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用（傷害）※3	年額最高120万円	補償対象外	年額最高120万円	補償対象外
		学資費用（疾病）※3	年額最高120万円		年額最高120万円	
		育英費用	100万円		100万円	
	⑤ 救援者費用等	100万円		100万円		
	⑥ 携行品損害※4	20万円限度		20万円限度		
⑦ 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産※4	補償対象外		100万円			

※1～※4および[職種級別A]の注記については、3ページ下をご確認ください。

大学院生(文系)

学校法人慶應義塾の 団体割引 **25% 適用** により保険料が割安

3A3タイプ の場合 比較 団体割引 0% 本制度で加入
118,440円 **29,630円 割引** **88,810円**

おすすめ
 QRコードでの
 お申し込み

2022年3月31日までにお手続きを頂く場合

3
年間



2
年間



<http://ezoo.jp/ds2/A010677000012204>

<http://ezoo.jp/ds2/A010676000012204>

2022年4月1日以降にお手続きを頂く場合

3
年間



2
年間



<http://ezoo.jp/ds5/A0106770000122042109>

<http://ezoo.jp/ds5/A0106760000122042109>

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。

または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。

※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。

なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払		3年間	3A1タイプ 74,570円	3A2タイプ 45,590円	3A3タイプ 88,810円	3A4タイプ 59,830円
		2年間	2A1タイプ 45,680円	2A2タイプ 31,930円	2A3タイプ 55,640円	2A4タイプ 41,890円
保険金額	① 個人賠償責任※1		国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円	
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額		4,000円		4,000円	
	④ 扶養者	学資費用(傷害)※3	年額最高120万円	補償対象外	年額最高120万円	補償対象外
		学資費用(疾病)※3	年額最高120万円		年額最高120万円	
		育英費用	100万円		100万円	
	⑤ 救援者費用等		100万円		100万円	
	⑥ 携行品損害※4		20万円限度		20万円限度	
⑦ 借家人賠償責任		補償対象外		1,500万円		
⑧ 生活用動産※4		補償対象外		100万円		

※1～※4および「職種級別A」の注記については、3ページ下をご確認ください。

大学院生 (理系)

学校法人慶應義塾の 団体割引 **25% 適用** により保険料が割安

3B3タイプ の場合 比較 団体割引 0% 本制度で加入
133,580円 **33,410円 割引** **100,170円**

おすすめ
 QRコードでの
 お申し込み

2022年3月31日までにお手続きを頂く場合

3
年間



2
年間



<http://ezoo.jp/ds2/A010677000012204>

<http://ezoo.jp/ds2/A010676000012204>

2022年4月1日以降にお手続きを頂く場合

3
年間



2
年間



<http://ezoo.jp/ds5/A0106770000122042109>

<http://ezoo.jp/ds5/A0106760000122042109>

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。

または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。

※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。

なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払		3年間	3B1タイプ 85,930円	3B2タイプ 45,590円	3B3タイプ 100,170円	3B4タイプ 59,830円
		2年間	2B1タイプ 50,910円	2B2タイプ 31,930円	2B3タイプ 60,870円	2B4タイプ 41,890円
保険金額	① 個人賠償責任※1		国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円	
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額		4,000円		4,000円	
	④ 扶養者	学資費用(傷害)※3	年額最高170万円	補償対象外	年額最高170万円	補償対象外
		学資費用(疾病)※3	年額最高170万円		年額最高170万円	
		育英費用	100万円		100万円	
	⑤ 救援者費用等		100万円		100万円	
	⑥ 携行品損害※4		20万円限度		20万円限度	
⑦ 借家人賠償責任		補償対象外		1,500万円		
⑧ 生活用動産※4		補償対象外		100万円		

※1～※4および「職種級別A」の注記については、3ページ下をご確認ください。

理工学部・総合政策学部・環境情報学部・看護医療部

学校法人慶應義塾の **団体割引 25% 適用** により**保険料が割安**

4B4タイプ の場合 **比較** 団体割引 **0%** 本制度で加入 **103,740円** **25,950円 割引** **77,790円**

おすすめ

QRコードでの
お申し込み

2022年3月31日までに
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds2/>
A010678000012204



2022年4月1日以降に
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds5/>
A0106780000122042109



※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。
または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。
※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。
なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払（4年間）		4B1タイプ 128,000円	4B2タイプ 59,280円	4B3タイプ 146,510円	4B4タイプ 77,790円	
保 険 金 額	① 個人賠償責任※ ¹	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※ ²	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用(傷害)※ ³	年額最高170万円	補償対象外	年額最高170万円	補償対象外
		学資費用(疾病)※ ³	年額最高170万円		年額最高170万円	
		育英費用	100万円		100万円	
⑤ 救援者費用等	100万円		100万円			
⑥ 携行品損害※ ⁴	20万円限度		20万円限度			
⑦ 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産※ ⁴	補償対象外		100万円			

※1～※4および[職種級別A]の注記については、3ページ下をご確認ください。

医学部

学校法人慶應義塾の

団体割引

25%

適用

により保険料が割安

6C4タイプ

の場合

比較

団体割引 0%

143,620円

35,900円 割引

本制度で加入

107,720円

おすすめ

QRコードでの
お申し込み

2022年3月31日までに
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds2/>
A010679000012204



2022年4月1日以降に
お手続きを頂く場合

<http://ezoo.jp/ds5/>
A0106790000122042109



※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。
または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。
※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。
なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払（6年間）		6C1タイプ 390,600円	6C2タイプ 82,090円	6C3タイプ 416,230円	6C4タイプ 107,720円	
保 険 金 額	① 個人賠償責任※1	国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円		
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額	4,000円		4,000円		
	④ 扶養者	学資費用(傷害)※3	年額最高370万円	補償対象外	年額最高370万円	補償対象外
		学資費用(疾病)※3	年額最高370万円		年額最高370万円	
		育英費用	100万円		100万円	
	⑤ 救援者費用等	100万円		100万円		
	⑥ 携行品損害※4	20万円限度		20万円限度		
⑦ 借家人賠償責任	補償対象外		1,500万円			
⑧ 生活用動産※4	補償対象外		100万円			

※1～※4および「職種級別A」の注記については、3ページ下をご確認ください。

薬学部(薬学科・薬科学科)

学校法人慶應義塾の 団体割引 **25% 適用** により保険料が割安

6D4タイプ の場合 比較 団体割引 0% 本制度で加入
143,620円 **35,900円 割引** **107,720円**

おすすめ
 QRコードでの
 お申し込み

2022年3月31日までにお手続きを頂く場合

6
年間



4
年間



<http://ezoo.jp/ds2/A010679000012204>

<http://ezoo.jp/ds2/A010678000012204>

2022年4月1日以降にお手続きを頂く場合

6
年間



4
年間



<http://ezoo.jp/ds5/A0106790000122042109>

<http://ezoo.jp/ds5/A0106780000122042109>

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。
 または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。
 ※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。
 なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

自宅・下宿区分		自宅生タイプ		下宿生タイプ		
保険料一括払		6年間	6D1タイプ 275,050円	6D2タイプ 82,090円	6D3タイプ 300,680円	6D4タイプ 107,720円
		4年間	4D1タイプ 151,460円	4D2タイプ 59,280円	4D3タイプ 169,970円	4D4タイプ 77,790円
保険金額	① 個人賠償責任※1		国内:無制限・国外:1億円		国内:無制限・国外:1億円	
	② 塾生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		300万円	
		入院保険金日額	4,000円		4,000円	
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)		入院保険金日額の10倍(入院中の手術) 5倍(入院中以外の手術)	
		通院保険金日額	2,000円		2,000円	
		天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱中症補償 細菌性食中毒等補償 特定感染症危険補償特約	補償対象		補償対象	
	③ 塾生本人の病気入院日額		4,000円		4,000円	
	④ 扶養者	学資費用(傷害)※3	年額最高230万円	補償対象外	年額最高230万円	補償対象外
		学資費用(疾病)※3	年額最高230万円		年額最高230万円	
		育英費用	100万円		100万円	
	⑤ 救援者費用等		100万円		100万円	
	⑥ 携行品損害※4		20万円限度		20万円限度	
⑦ 借家人賠償責任		補償対象外		1,500万円		
⑧ 生活用動産※4		補償対象外		100万円		

※1～※4および[職種級別A]の注記については、3ページ下をご確認ください。

慶應義塾塾生総合補償制度の補償内容 概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。
 ◎このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償(子ども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」をセットされておりますので、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約		国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
傷害補償基本特約	死 亡 保 険 金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	後遺障害 保 険 金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯り運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
	入 院 保 険 金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	手 術 保 険 金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	通 院 保 険 金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
特定感染症危険補償特約		特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください)。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。 *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した 特定感染症(更新契約の場合を除きます)。 等

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院医療保険金		保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
	育英費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者*1に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払します。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
学業費用補償特約	学資費用保険金	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者*1に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払します。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本 校をいいます。 *5 制服代を含みます。	
	疾病学資費用保険金	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者*1に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本校をいいます。 *5 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。
救護者費用等補償特約の一部変更に関する特約		国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋携行品特約の一部変更に関する特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)*1で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等
住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

- こども傷害補償、救済費用等、携行品、借家人賠償責任、生活用動産①ご本人*1
- 個人賠償責任:家族型

①ご本人*1②ご本人*1の配偶者③ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族④ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

また、ご本人*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)*1も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限ります。)*1も保険の対象となる方に含まれます(ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 慶應義塾大学・大学院に在籍する塾生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

【「保険の対象となる方(被保険者)」について】における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)*1かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

この保険は、慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾が有します。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する。下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等を利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とすること、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
- したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険制度である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただきます。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
 - ☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。
 - ☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - ☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせてご家族といえます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者のご加入内容の変更手続きを行う場合

- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なったり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番

（事故受付センター）



0120-720-110

受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

- ☐ お子様（被保険者—保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別B」に該当する方に該当しないことをご確認いただきましたか？なお、「職種級別B」に該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）
- ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記の通りです。
- 職種級別Aに該当する方：下記の職種級別Bに該当しない方
 - 職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草等々の製品製造作業者」（以上、6職種）
 - ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
- *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
- ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で
の最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的
な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

●電話介護相談 : 9:00~17:00
●各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や
特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療
機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕
方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご
提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情
報をご提供します。



受付時間
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00
0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者とい
います。)、のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある
方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

万一の事故のとき!

事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

東京海上日動安心110番 (365日・24時間) **0120-720-110**

補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先・取扱代理店

～慶應義塾の～

株式会社慶應学術事業会
慶應義塾大学塾生総合補償制度係

TEL: 03-3453-3846

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス内

受付時間 平日(月～金) 9:00～11:30

12:30～17:00

引受損害保険会社・ご意見・ご相談先

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第二部 文教公務室
TEL: 03-3515-4133

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00